1 医療費や生活費が心配

医療費の負担を軽くする制度や生活費を支援する制度などがあります。それぞれの制度には要件がありますので、利用できる制度について相談してみましょう。



(1) 相談する

がん相談支援センター（P２）

※静岡済生会総合病院では、病気やけがにより生計困難をきたす恐れのある方、経済的理由により必要な医療をうけることができない方を対象に、医療費の一部又は全部を免除する「無料低額診療事業」を行っています。
相談先　静岡済生会総合病院　地域医療センター　医療相談室（280-5038（直通））

(2) 支援を受ける

支援制度一覧はP39-44をご覧ください。

① 医療費等の負担を軽くしたい

◆高額療養費制度・限度額適用認定証

医療機関や薬局の窓口で支払った額が、１か月（暦の月単位）で右表の上限額を超えた場合に、その超えた金額が支給されます（入院時の食事負担や差額ベッド代などは対象外）。
過去12カ月以内に３回以上、上限額に達した場合は、４回目から上限額が下がります。

事前に**「限度額適用認定証」**を提示すると、各医療機関・薬局ごとに自己負担限度額までになります※１（マイナンバーカードの健康保険証利用ができる医療機関・薬局での事前提示及び70～74歳の現役並み所得Ⅲと一般の方は事前提示不要です）。

通常の場合

自己負担の上限額 ＋ 後日還付

一旦全額を病院窓口で支払い
後日還付される
（全額を用意する必要がある）

限度額適用認定証を提示した場合

自己負担の上限額

自己負担の上限額まで
病院窓口で支払う

加入している公的医療保険
問い合わせ先　国民健康保険の場合は、市各区保険年金課
葵区 221-1070　駿河区 287-8621　清水区 354-2141

※１　外来・入院分の合算、世帯合算、多数回該当の適用については、加入している公的医療保険への事後申請が必要です。

詳しくは加入している公的医療保険にお問い合わせください。
掲載内容は一例です。

70歳未満

所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
年収換算	健保（標準報酬月額）	国保（旧ただし書き所得）			多数回該当	
約1,160万円～	83万円以上	901万円超	3割（※１）	270,300＋（医療費－901,000）×1%	＜140,100＞	1,680,000
約770万円～約1,160万円	53万円～79万円	600万円～901万円		179,100＋（医療費－597,000）×1%	＜93,000＞	1,110,000
約370万円～約770万円	28万円～50万円	210万円～600万円		85,800＋（医療費－286,000）×1%	＜44,400＞	530,000
～約370万円	26万円以下	210万円以下		61,500		530,000※（５）
住民税非課税				36,900	＜24,600＞	290,000

70歳以上

所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）			年単位の上限額（円）
年収換算	健保（標準報酬月額）	国保・後期（課税所得）		外来（個人ごと）		多数回該当	
約1,160万円～	83万円以上	690万円以上	3割	270,300＋（医療費－901,000）×1%		＜140,100＞	1,680,000
約770万円～約1,160万円	53万円～79万円	380万円以上		179,100＋（医療費－597,000）×1%		＜93,000＞	1,110,000
約370万円～約770万円	28万円～50万円	145万円以上		85,800＋（医療費－286,000）×1%		＜44,400＞	530,000
～約370万円	26万円以下（※２）	145万円未満（※２、３）	70-74歳2割 75歳以上1割（※４）	22,000（年間上限216,000）	61,500		530,000※（６）
住民税非課税				11,000（年間上限96,000）	25,700	＜24,600＞	290,000
住民税非課税（所得が一定以下）				8,000	15,700	－	180,000

※１　義務教育就学前の者については２割。
※２　収入の合計額が520万円未満（１人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。
※３　旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
※４　課税所得が28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（複数世帯の場合は320万円以上）の者については２割。
※５　「年収換算～約200万円（健保：15万円以下、国保：86万円未満）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和９年８月以降に償還払い。
※６　「年収換算～約200万円（健保：15万円以下、国保・後期：28万円未満）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和９年８月以降に償還払い。
出典　「高額療養費制度の見直しについて（令和８年８月診療分から）」（厚生労働省）（https://www.mhlw.go.jp/content/001726232.pdf）を加工して作成

◆子ども医療費助成



こどもが入院・通院したときの保険診療による医療費の一部が助成されます。

対象者		0歳～18歳までの静岡市に住所がある方 （18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） （健康保険に加入していない方、重度心身障害者医療費助成金受給者証をお持ちの方 、生活保護受給世帯の方を除く）
内容	助成対象	次の自己負担額を除く 保険診療の自己負担分（院外処方箋による薬代を含む）
	自己負担額	入院：0歳～高校生年代まで負担額なし。入院時食事代含める。 通院（診療時間内）：0歳～中学生年代まで負担額なし。 高校生年代　1回500円 通院（診療時間外）※：0歳　負担額なし。（償還払い） 1歳～高校生年代まで1回500円（償還払い） ※在宅当番医と急病センターを除く時間外通院
手続き		❶「子ども医療費受給者証」の交付申請をする。 交付申請に必要なもの ・受給者証交付申請書（市各区福祉事務所　子育て支援課にて配布） ・子どもの加入医療保険情報のわかるもの。（資格確認書、資格情報のお知らせ、加入証明書、マイナ保険証等） ※マイナ保険証の場合はマイナポータルにログインできるモバイル端末も持参してください。 ❷医療機関を受診するときに、「子ども医療費受給者証」「子どもの加入医療保険情報のわかるもの」を窓口へ提示する。「子ども医療費受給者証」を提示しなかったときなどは、受診された月の翌月から12カ月以内に払い戻しの申請が必要です。
詳細URL		https://www.city.shizuoka.lg.jp/744_000040.html
問い合わせ先		市各区福祉事務所　子育て支援課（給付係） 葵　区 221-1093 駿河区 287-8674 清水区 354-2120

◆ひとり親家庭等医療費助成



ひとり親家庭などで20歳までの子を養育している家庭の保険診療による医療費の自己負担が助成されます。

対象者		0歳～20歳までの子を養育している方で、次のいずれかの条件にあてはまり所得税が課税されていない家庭※ ・ひとり親家庭 ・両親もしくは片親が重度の障がいのある方の家庭 ・両親のいない子のいる家庭 ※扶養している子の人数や年齢などによって、課税世帯であっても助成対象となる場合があります。
内容	助成対象	保険診療の自己負担分 （入院時食事療養費の標準負担額は対象外）
手続き		❶「ひとり親家庭等医療費受給者証」の交付申請をする。 交付申請に必要なもの ・申請者名義の預金通帳又はキャッシュカード ・申請者と対象の子どもの加入医療保険情報のわかるもの。（資格確認書、資格情報のお知らせ、加入証明書、マイナ保険証等） ※マイナ保険証の場合はマイナポータルにログインできるモバイル端末も持参してください。 ・児童扶養手当証書（児童扶養手当を受けている方） ・その他 ❷医療機関を受診するときに、「ひとり親家庭等医療費受給者証」「子どもの加入医療保険情報のわかるもの」を窓口へ提示する。 「ひとり親家庭等医療費受給者証」を提示しなかったときなどは、払い戻しの申請が必要です。
詳細URL		https://shizuoka-city.mamafre.jp/archives/service/hitorioya-katei-iryouhi/
問い合わせ先		市各区福祉事務所　子育て支援課（給付係） 葵　区 221-1093 駿河区 202-5815 清水区 354-2120 蒲原出張所 385-7790

◆重度心身障害者医療費助成

一定の要件を満たす障がいのある方を対象に、医療保険の医療費及びその薬代などの助成をする制度です。

対象者		・身体障害者手帳１級、２級の方及び内部障害３級の方 ・療育手帳Aの方 ・特別児童扶養手当１級受給資格者 ・重度心身障害児扶養手当受給資格者のうち、所得制限により特別児童扶養手当支給停止の方 ・療育手帳B、身体障害者手帳３級いずれか一方のうち、６歳以下の小学校就学前の方 ・精神障害者保健福祉手帳１級の方 ・精神障害者保健福祉手帳２級のうち６歳以下の小学校就学前の方
内容	助成対象	・健康保険診療自己負担分の医療費 ・健康保険適用の薬代 ・医療保険による訪問看護基本利用料（交通費は助成対象外）
	自己負担額	１か月１医療機関につき500円。(500円未満の場合にはその額) （各医療機関窓口で、保険診療による自己負担分を支払う⇒概ね３ヵ月後に登録された口座に、支払った保険診療分から健康保険より助成される高額医療費等の支給額と月500円を差し引いた分が入金される）
手続き		❶「重度医療受給者証」の交付申請をする。 交付申請に必要なもの ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ・加入している健康保険の資格情報がわかるもの ・申請者名義の金融機関通帳の写し ・マイナンバー（個人番号）の分かる書類（世帯全員分） ❷医療機関を受診するときに、「重度医療受給者証」を窓口へ提示する。 「重度医療受給者証」を提示しなかったときなどは、払い戻しの申請が必要です。
詳細URL		https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003154.html
問い合わせ先		市各区福祉事務所　障害者支援課（支援係） 葵　区 221-1099 駿河区 202-5818 清水区 354-2106　蒲原出張所 385-7790

◆小児慢性特定疾病医療費助成



国の指定する慢性疾病にかかっている児童など（18歳未満）で、疾病の状態が対象基準を満たす場合、医療費の一部が助成されます。

対象者		悪性新生物などの慢性疾病にかかっている18歳未満の児童で、疾病の状態が対象基準を満たす方
内容	助成対象	・健康保険診療の自己負担分 ・入院時食事療養費（標準負担額の１／２） ・訪問看護ステーションを利用した場合の基本利用料相当分 ・院外処方による薬局での保険調剤の自己負担分 ※医療受給者証に記載された指定医療機関に限り、助成を受けることが可能。
	自己負担額	所得及び疾病の状態により０円～15,000円/月
手続き		❶「医療受給者証」の交付申請をする。 交付申請に必要なもの ・小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書 ・小児慢性特定疾病医療費意見書 ・同意書 ・健康保険の資格情報確認資料（国民健康保険及び国民健康保険組合の場合は、住民票上の世帯全員分） ・市民税・県民税課税証明書（市民税県民税非課税（国民健康保険の方除く）又は国民健康保険組合の場合） ・小児慢性特定疾病に係る医療費助成申請における医療意見書についての同意書 ・個人番号（マイナンバー）を確認する書類 ・申請書を提出する人の身分を確認する書類 ❷ 医療機関を受診するときに、「医療受給者証」「上限額管理票」を窓口へ提示する。 「医療受給者証」を提示しなかったときなどは、払い戻しの申請が必要です。
詳細URL		https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9437/s003302.html
問い合わせ先		市保健所　保健所総務課（疾病対策係） 249-3177

② 生活費を支援してほしい

◆傷病手当金



全国健康保険協会、健康保険組合などの被保険者が会社を休んだ日が連続して3日間あり、4日目以降も休んだとき、給与の支払いがない又は支払額が傷病手当よりも少ないときに手当金が受け取れる場合があります。

対象者	次の4つすべてを満たす方 ・業務外の事由による疾病の療養のための休業である ・就業が不可能である ・連続する3日間を含み4日以上就業できなかった ・休業期間について給与の支払いがない（支払額が傷病手当金の額より少ない場合は差額の支給を受けられる）
問い合わせ先	加入している公的医療保険

◆生活福祉資金貸付制度

低所得世帯、障がいのある方がいる世帯、高齢者世帯などの方が、日常生活を送る上で一時的に必要であると見込まれる費用の貸付を受けられます。
なお、貸付にあたっては審査があります。

対象者	・低所得世帯や介護を要する高齢者世帯 ・障がいのある方のいる世帯 ・離職し、収入が減ってしまった世帯 ・教育費、医療費が必要な世帯 ※他制度による貸付などを利用できる場合等は他制度優先
問い合わせ先	市社会福祉協議会　各区地域福祉推進センター「暮らし・しごと相談支援センター」 葵区　249-3210　駿河区　286-9550　清水区　371-0305

◆生活保護制度

生活に困っている方が、精一杯の努力をしても生活できない時、最低限度の生活を保障し、自分自身の力で生活できるよう援助します。
生活保護費は、担当者が、保護を受けようとする人の生活状況や資産状況などを調査した上で、国が決めている基準に基づいて計算されます。

対象者	次のような努力をしても、なお生活できない方 ・働ける能力がある方は能力に応じて働くこと ・財産で利用できるものを生活のために利用すること ・ほかの法律や制度で受けられる給付を受けること
詳細URL	https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3865/s003044.html
問い合わせ先	市各区福祉事務所　生活支援課 葵区　221-1084　駿河区　287-8617　清水区　354-2103

◆障害年金

保険料納付要件を満たす方が一定の障害状態になったときに受け取れます（非課税）。
（永久人工肛門、尿路変更術、新膀胱造設、喉頭全摘出、在宅酸素療法、治療の副作用による倦怠感・体重減少などの全身衰弱など）

対象者	次の3つすべてを満たす方 ・国民年金・厚生年金保険の被保険者期間中などに、障がいの原因となる疾病の初診日がある方 ・障害認定日に一定の障害状態の方又は障害認定日後に重症化し一定の障害状態になった方 ・初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの一定期間の保険料を納付された方など
問い合わせ先	（基礎年金）市各区保険年金課 葵区　221-1065　駿河区　287-8624　清水区　354-2134 ※初診日が国民年金第3号被保険者期間の場合は、年金事務所となります。 （厚生年金）年金事務所　静岡　203-3707　清水　353-2233 街角の年金相談センター　駿河区南町18-1　2階

◆身体障害者手帳

身体に障がいのある方がこの手帳の交付を受けることで、日常生活用具の給付の助成や交通機関の運賃割引など各種サービスを受けやすくなります。

対象者	身体に一定の障がいがあると認められた方
詳細URL	https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3278/s002887.html
問い合わせ先	市各区福祉事務所　障害者支援課 葵区　221-1099　駿河区　202-5818　清水区　354-2106